

## 14 水痘（入院例に限る。）

### （1）定義

水痘・帯状疱疹ウイルスの初感染による感染症のうち24時間以上入院を必要とするものである（他疾患で入院中に水痘を発症し、かつ、水痘発症後24時間以上経過した例を含む。）。

### （2）臨床的特徴

冬から春に好発する感染症であるが、年間を通じて患者の発生がみられる。飛沫、飛沫核、接触感染などで感染する。潜伏期は2～3週間である。免疫がなければいずれの年齢でも罹患する。母子免疫は麻しんほど強力ではなく、新生児も罹患することがある。症状は発熱と発疹である。それぞれの発疹は紅斑、紅色丘疹、水疱形成、痂皮化へと約3日の経過で変化していくが、同一段階の皮疹が同時に全身に出現するのではなく、新旧種々の段階の発疹が同時に混在する。

発疹は体幹に多発し、四肢に少ない。発疹は頭皮、口腔などの粘膜にも出現する。健康児の罹患は軽症で予後は良好である。ただし、免疫不全状態の者が罹患した場合は重症化しやすく、致死的経過をとることもある。成人での罹患は小児での罹患より重症である。

合併症としては、肺炎、脳炎、小脳炎、小脳失調、肝炎、心膜炎、細菌の二次感染による膿瘍疹、蜂窩織炎、敗血症等が報告されている。

免疫不全状態にある者が水痘・帯状疱疹ウイルスに初感染し、水痘を発症した場合には、播種性血管内凝固症候群（D I C）、多臓器不全、内臓播種性水痘等を合併し、極めて重篤な経過をとる場合がある。水疱出現前に激しい腹痛や腰背部痛を伴うことがある。

出産5日前から出産2日後に母体が水痘を発症すると、妊婦自身が重症化する可能性に加えて、児が重症の新生児水痘を発症する可能性がある。

また、他疾患で入院中の患者が水痘・帯状疱疹ウイルスに初感染し、水痘を発症した場合、入院期間の延長や、基礎疾患に影響を及ぼすことがある。

### （3）届出基準

#### ア 患者（確定例）

医師は、（2）の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から水痘が疑われ、かつ、（4）の届出のために必要な要件を満たすと診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

#### イ 感染症死亡者の死体

医師は、（2）の臨床的特徴を有する死体を検査した結果、症状や所見から水痘が疑われ、かつ、（4）の届出に必要な病原体診断により、水痘により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

### （4）届出のために必要な要件

#### ア 検査診断例

届出に必要な臨床症状の1つ以上を満たし、かつ、届出に必要な病原体診断のいずれかを満たし、かつ、24時間以上入院したもの（他疾患で入院中に水痘を発症し、かつ、水痘発症後24時間以上経過した例を含む。）。

#### イ 臨床診断例

届出に必要な臨床症状をいずれも満たし、かつ、24時間以上入院したもの（他疾患で入院中に水痘を発症し、かつ、水痘発症後24時間以上経過した例を含む。）。

## 水痘（入院例に限る。）発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 令和 年 月 日

医師の氏名 印  
(署名又は記名押印のこと)

従事する病院・診療所の名称

上記病院・診療所の所在地(※)

電話番号(※) ( ) -

(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断（検査）した者（死体）の類型
・患者（確定例）・感染症死亡者の死体

2 性 別	3 診断時の年齢（0歳は月齢）
男・女	歳（か月）

病 型		
1) 検査診断例	2) 臨床診断例	
4 症 状	・発熱・発疹・肺炎・気管支炎・熱性痙攣 ・肝炎・膿瘍・蜂窩織炎・敗血症 ・脳炎・髄膜脳炎・小脳炎・小脳失調 ・急性呼吸窮迫症候群（ARDS）・急性散在性脳脊髄炎（ADEM） ・根神経炎・急性腎不全・小腸穿孔・心膜炎 ・播種性血管内凝固症候群（DIC）・多臓器不全 ・内臓播種性水痘・妊婦水痘・免疫不全 ・他疾患入院中の発症 ・後遺症（ ）・その他（ ）	・その他の検査方法（ ） 検体（ ） 検体採取日（ 月 日） 結果（陽性・陰性） ・臨床決定（ ） 6 初診年月日 令和 年 月 日 7 診断（検査※）年月日 令和 年 月 日 8 感染したと推定される年月日 令和 年 月 日 9 発病年月日（*） 令和 年 月 日 10 死亡年月日（※） 令和 年 月 日 11 感染原因・感染経路・感染地域 ①感染原因・感染経路（確定・推定） 1 飛沫・飛沫核感染（感染源となった水痘患者・帯状疱疹患者・状況： ） 2 接触感染（感染源となった水痘患者・帯状疱疹患者・物の種類・状況： ） 3 院内感染（感染伝播の状況： ） （入院していた理由（疾患名） ） 4 その他（ ） ②感染地域（確定・推定） 1 日本国内（ 都道府県 市区町村） 2 国外（ 国 詳細地域（ ） ※ 複数の国又は地域が該当する場合は全て記載すること。 渡航期間（出国日 年 月 日・入国日 年 月 日 国外居住者については 入国日のみで可） ③水痘ワクチン接種歴 1回目 有（ 歳）・無・不明 接種年月日（S-H-R 年 月 日・不明） 製造会社/Lot番号（ / - 不明） 2回目 有（ 歳）・無・不明 接種年月日（S-H-R 年 月 日・不明） 製造会社/Lot番号（ / - 不明）
	5 診 断 方 法	・分離・同定による病原体の検出 検体：水疱内容液・咽頭拭い液・末梢血リンパ球・血液・髄液・その他（ ） 検体採取日（ 月 日） 結果（陽性・陰性） ・蛍光抗体法による抗原の検出 検体：水疱内容液・水疱基底部拭い液（水疱内剥離感染細胞）・その他（ ） 検体採取日（ 月 日） 結果（陽性・陰性） ・検体から直接のPCR法による病原体遺伝子の検出 検体：水疱内容液・咽頭拭い液・末梢血リンパ球・血液・髄液・痂皮・その他（ ） 検体採取日（ 月 日） 結果（陽性・陰性） ・血清IgM抗体の検出 検体採取日（ 月 日） 結果（陽性・陰性・判定保留） 抗体価：（ ） ・ペア血清での抗体の検出 検体採取日（1回目 月 日 2回目 月 日） 抗体価（1回目 2回目 ） 結果：抗体陽転・抗体価の有意上昇 検査方法：EIA・IAHA・NT・CF・その他（ ）

(1, 2, 4, 5 及び 11 欄においては該当する番号等を○で囲み、3 及び 6 から 10 までの欄においては年齢又は年月日を記入すること。)

(※) 欄は、死者を検査した場合のみ記入すること。

(\*) 欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。

4 及び 5 欄においては、該当するもの全てを記載すること。)

この届出は診断から7日以内に行つてください